

井川町情報公開条例施行規則(平成10年規則第3号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(公文書開示決定通知書等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 条例第10条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。</p> <p>(1) 公文書の全部を開示しない場合又は公文書が存在しない場合 (次号_____に掲げる場合を除く。) 公文書不開示決定通知書(様式第4号)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(公文書開示決定通知書等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 条例第10条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。</p> <p>(1) 公文書の全部を開示しない場合_____</p> <p>(次号及び第3号に掲げる場合を除く。) 公文書不開示決定通知書(様式第4号)</p> <p>(2) <u>公文書を保有していない場合 公文書不存在による不開示決定通知書(様式第4号の2)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(公印押印の省略)</p> <p>第5条の2 <u>第4条及び前条に規定する通知書その他通知文書は、公印の押印を省略するものとする。</u></p> <p>(電子情報処理組織による通知方法等)</p> <p>第5条の3 <u>請求者が電子情報処理組織による写しの交付を求めた場合は、第4条及び第5条に規定する通知書は、電子情報処理組織により送付するものとする。</u></p> <p>2 <u>請求者の過失により前項に定める通知書が到達しなかったことを実施機関が知ったときは、第4条及び第5条に規定する通知書は、郵送に</u></p>

(電磁的記録の開示方法)

第6条 条例第13条の町長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(開示の実施等)

第7条 (略)

2・3 (略)

(開示請求に係る費用の額等)

第8条 条例第14条に規定する開示請求に係る費用の額は、別表____に定めるところによる。

より送付するものとする。

3 前項の場合の開示実施方法は、郵送による写しの交付とし、請求者は第8条に定める開示請求に係る手数料を納めなければならない。

(電磁的記録の開示方法)

第6条 条例第13条の町長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1)・(2) (略)

(3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 (略)

(開示の実施等)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 電子情報処理組織による写しの交付は、開示請求書が電子情報処理組織を使用して提出された場合に限り、実施するものとする。

5 請求者が電子情報処理組織による写しの交付を求めた場合であっても、技術的な理由、災害、天変地異その他やむを得ない事由により、電子情報処理組織による写しの交付が困難な場合は、郵送による交付をすることができる。

(開示請求に係る費用の額等)

第8条 条例第14条に規定する手数料及び費用____の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 開示請求に係る手数料 公文書1件につき200円。ただし、開示請

2・3 (略)

別表(第8条関係)

区分	金額
公文書開示請求に係る手数料	公文書1件につき200円
複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚20円
複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚100円
電磁的記録に記載された事項を白黒で出力したものの交付	1枚20円
電磁的記録に記載された事項をカラーで出力したものの交付	1枚100円
郵送による交付	実費郵送料
備考：両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料額を算定する。	

求書の提出から開示の実施までの手続が一貫して電子情報処理組織を使用して行われる場合は徴収しないものとする。

(2) 開示の実施に係る費用 別表に定める額

2・3 (略)

別表(第8条関係)

行政文書の種別	開示実施方法	金額
文書又は図画	閲覧	100枚までごとにつき100円
	複写機により用紙に白	1枚20円

	黒で複写したものの交付	
	複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚100円
電磁的記録	用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとき200円
	専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	用紙に白黒で出力したものの交付	1枚20円
	用紙にカラーで出力したものの交付	1枚100円
	電磁的記録媒体に複写したものの交付	実費相当額
	備考	
1 両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。		
2 文書又は図画を複写する用紙及び電磁的記録を出力する用紙の大きさは、日本産業規格A列3番以下とする。		
3 電磁的記録媒体への複写は実施機関において複写可能な記録媒体に限るものとし、請求者による記録媒体の持参は原則認めない。		
4 写しの送付に要する費用は、郵送料相当額とする。		

様式第4号の2 公文書不存在による不開示決定通知書(第4条関係)